

「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」¹についての意見

第1部 基本的な方針

I. 要望

世界経済フォーラム発表のジェンダーギャップ指数で153か国中121位(2019年)となり、女性の人権が十分に保障されていないことが明らかになりました。人権はジェンダーやセクシュアリティにかかわらず全ての人々が享受できるものであるため、早急かつ確実に成果に結びつく取り組みが求められています。よって、下記の点を強く要望します。

- ・ p.1の1の目指すべき社会において、男女共同参画基本法の前文にもあるように憲法の理念である個人の尊重と法の下での平等、多様な生き方の尊重、そして暴力のない平和な社会について言及することが重要です。具体的には次の記載を要望します。
 - ① 日本国憲法13条(個人の尊重)、14条(法の下での平等)、15条(普通選挙の保障)、24条(個人の尊厳と両性の本質的平等)、25条(生存権)、26条(教育を受ける権利)、27条(労働の権利)および女性差別撤廃条約に基づく、公正で多様性に富んだ社会
 - ② 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、活力のある持続可能な社会
 - ③ 男女の人権が尊重され、多様な生き方を選ぶことによる偏見や差別及び社会構造を原因とする暴力を含むあらゆるジェンダーに基づく暴力に苦しまず、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ④ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に負担を担い、充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ⑤ 女性の中でも、在日コリアン等の在日・滞留外国人、難民、障がい者、女兒、性的少数者といった、より困難な状況に置かれた女性に対する複合差別が根絶され、すべての人々の人権が擁護される真の共生社会
 - ⑥ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する誰一人取り残さない社会
- ・ 上述のような「自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる」社会と「多様な生き方を選ぶこと」ができる社会を実現するためには、男性の片働きを前提とした世帯を一単位と見る現在の社会保障制度や慣行、民法を、個人単位の制度、慣行、法律へ早急に変える必要があります。
- ・ p.2の2の(1)の3段落目に関しては、地方において、教育の質の向上や女性の社会進出に対し根強い偏見をなくすための取り組みも求められます。地方から大都市圏への若年者への流出は就職に伴うものだけでなく、大学進学に伴うものもあるためです。

¹ 第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)はこちらからご参照いただけます。<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/5th/masterplan.html>

II. 評価点

- ・ p.3 の2の(2)の4段落目で、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが幼少期から形成される傾向に注意を払うことの重要性に触れている点を評価します。同時に、成果を確実なものとするため、具体的な取り組みが記載されることを期待します。
- ・ p.9 の3の(1)の①にて、若年世代を主体とした取組との連携を目指している点を評価します。現在、若者の意見や意思は非公式の場で伝えられるにとどまっているため、意思決定の場に含まれるよう期待します。
- ・ p.10 の3の(1)の⑦で、女性の中でも、在日コリアン等の在日・滞留外国人、難民、障がい者、女兒、性的少数者といった、より困難な状況に置かれた女性に対してのきめ細やかな支援の必要性に触れている点を評価します。複合差別を撤廃し、すべての人の人権が擁護される真の共生社会が実現されるよう期待します。

III. 要望

- ・ p.3 の2の(2)にて、ケア・ワークに関連した社会的サービス(保育施設の充実等)の拡充を盛り込むことを求めます。職場と家庭での役割の両立が可能な人だけでなく、社会の全構成員が生涯にわたって自立した生活を送ることが望まれます。
- ・ p.5 の2の(3)の5段落目において、予定時期を明示した上でクオータ制の導入に関する内容を加えていただきたいです。政治分野における男女共同参画推進法の成立は、女性の政治参画を進める上で評価できますが、努力義務を定めるにとどまっています。国際的な水準での参画を実現するためにはクオータ制の早期導入が欠かせません。
- ・ p.7 の2の(6)の6段落目に関しては、ジェンダーに配慮した対策を実施すべきです。新型コロナウイルス感染症の流行により、下記の通り、社会構造が原因で女性がより弱い立場に置かれていることが明らかになっているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、ジェンダー主流化、ジェンダーに配慮した視点が皆無です。このようにジェンダーへの配慮が見られないのは、政治分野をはじめとした意思決定機関に関与する女性が少ないことが要因であることは言うまでもありません。
(新型コロナウイルス感染症の流行により悪化したジェンダー差別の事例)
 - 家庭内暴力の増加
 - 性教育の不足による10代の妊娠件数増加
 - 特別定額給付金が個人ではなく世帯主に支給され、経済的にパートナーの支配下に置かれている場合は十分に活用できない。

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【基本認識】

男女共同参画社会基本法第1条には、男女が「均等に」参画する理想が語られています。30%はあくまでも通過点であり、今掲げる目標としては低すぎます。「2020年までに30%」が達成されず、達成の見通しもない中、女性の登用が「着実に」進んでいるという認識には違和感を禁じえません。

目標を掲げても達成できない背景には、法制度の不備、ポジティブアクションの欠落が明らかです。「政治分野が率先垂範」と書かれていることは支持しますが、2018年に成立した「政治分野における男女共同参画推進法」のように政党の努力に任せては何十年かかっても「均等」は達成されません。202030目標が達成されなかった原因を分析・開示すると共に、どの分野においても、「周知徹底」等の掛け声ではなく、具体的なポジティブアクション、インセンティブを導入することが不可欠です。これはまた、国連女性差別撤廃委員会から繰り返し指摘されていることでもあります。(女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ31(a))

＜施策の基本的方向と具体的取組＞

1. 政治分野

何においても、議員選出におけるポジティブアクションの導入が喫緊です。p.14の1(2)ア①では「各政党における取組状況を調査・公表」とありますが、達成度を政党交付金とリンクするようなシステム作りも必要と考えます。勿論、いずれの性も候補者の40%を下回らないことの完全義務化が一番望ましいのは言うまでもありません。

女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ31(c)では、「障がいを持つ女性、アイヌ、同和地区、在日韓国・朝鮮人女性といった民族およびその他のマイノリティ女性が、意思決定をする地位に占める割合を増やすため、暫定的特別措置を含めた具体的方策を採ること。」とされています。こういったマイノリティ女性に加え、声を聴かれる機会の少ない若い女性の政治参画についても、意識的な取り組みを期待します。

女性議員、女性候補者(立候補した時点からの)へのハラスメント対策を具体的に書かれること、また相談窓口の設置も求めます。

2. 司法分野

書かれている方向性を支持しますが、達成のための具体策を求めます。

3. 行政分野

国家公務員男性の育休取得に関して、1日でも取得した男性の人数でなく、内容も重視すべきです。育休取得期間についても男女均等を目指すべく、行政機関が範を垂れることを望みます。

審議会委員のジェンダーバランスについては、まずは国の審議会をすべて、いずれの性も40%を下回らないようにして模範を示すことが最も重要です。「適任者がいない」と認識される場合は、女性の数に合わせて全体人数を減らす覚悟を持つ必要があります。「審議会に入る」という経験もキャリアでありエンパワメントの一つと考えると、審議会を構成するたびに男女の経験差が広がり、不公正が助長されていることは看過できません。

あらゆる場面の女性登用、ジェンダーバランスに「配慮」を「要請」するのではなく、厳しい規定を作らないと変わらないことを強く訴えます。

地方公共団体職員の働き方や女性登用についても、「見える化」するだけでなく、インセンティブをつけつ

つ、実現可能な環境を整えることが不可欠です。

4. 経済分野

「周知徹底」「意識改革」が随所に述べられていますが、明確な具体策が必要です。

公共事業における受注と女性参画拡大をリンクさせた加点評価等のインセンティブを積極的に制度化するなど、考え得る限りのあらゆるインセンティブを制度化する必要があります。「意識喚起」だけでは改善の速度が遅すぎることを肝に銘じていただきたいです。

国連グローバルコンパクトと UN Women が推進する民間企業のための「女性のエンパワーメント原則」(Women's Empowerment Principles: WEPs)の普及は大いに支持します。実現のための具体的施策を迅速に進めることを望みます。

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

I. 課題

「生活」の価値が感じられにくい記述となっていること

- ・ 第2分野は、「生活」(unpaid work)の記述が薄く、「仕事」(paid work)中心の記述となっています。例えば、p.23の【基本認識】の1段落目「就業は生活の経済的基盤である」という記述に現れています。充実した仕事生活は、固定的性別役割分業において女性が担ってきた「生活」を基盤として成り立つものであり、そのような意味で「生活」は「仕事」と同等の価値を持つものです。「就業は生活の経済的基盤である」と記述するならば、その前部分に「生活は就業の前提的基盤である」という文言を入れるよう要望します。
- ・ 同分野で推進を検討されている男性の育児休業取得についても同様です。「女性の負担を減らす」だけでなく、「育児の楽しみをパートナーと分かち合う」という視点が必要です。「育児」の負担的側面を主張することは、男性の育児参加を妨げるのではないのでしょうか。加えて、「男性の家事能力を高める」という点について、第10分野等に記載はありません。具体的施策については、分野を横断し、ご検討いただきたいです。

視点・対象者等が限定的な記述が見受けられること

- ・ 女性活躍は就労面においてだけでないという点は、多くの専門家からも指摘がある通りです。「女性活躍」という文言ではなく、「女性の就労における活躍」等にすべきです。
- ・ 仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(ILO第190号)において、「仕事の世界」の範囲には、正規・非正規労働者をはじめ、就職活動やインターンシップ中の学生、労働契約を結んでいないボランティアも含まれます。近年、就職活動中の学生に対するパワーハラスメントが明らかとなっています。同条約の早期批准およびその規定の実質的実行を求めます。
- ・ 「コース等で区分した雇用管理制度の周知徹底」の具体的対応策を示してください。また、セクシュアルハラスメント、およびパワーハラスメントに関しては、公務非正規職を含め、非正規雇用者が駆け込むことができる国の相談窓口を設けるよう要求します。
- ・ 現状の把握・課題の整理が不足しています。男女の賃金格差については、同一労働同一賃金を解決策として用いることに終わらず、なぜ格差が生じているのか、格差を固定する要因は何か等、ジェンダーの視点を踏まえた実態調査の実施を求めます。
- ・ 所得税法第56条は、給与、地代家賃、支払利息等の同一生計親族に支払う対価を、事業所得等の必要経費とせず、またこれを受け取った側の所得としない旨規定しています。最近では、各々独立した事業者である配偶者間の対価の支払いにつき、所得税法第56条をめぐる裁判も提起され、制定当時には想定できなかったケースも出現しています。社会が大きく変貌する中、同一生計であるというだけで、親族に支払う対価の経費性を一切認めない本規定は、もはや多様な経済実態にそぐわないものとなっているため、改正を求めます。

コロナ禍において新しく生じた・明らかになった課題の記述がない。

- ・ マスコミで使用された「夜の街」という語彙は、職業差別であると考えます。「売春防止法」だけでなく、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の見直しを検討するとともに、セックス・ワークを中心に、あらゆる職業に従事する労働者が正当な賃金と社会保障を享受できるよう、政府一体となり取り組むべきです。
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止策として、テレワークが一気に広がりました。テレワークは「生活と仕事の両立」に資すると言われているが、民間調査ではテレワーク中の家事・育児が女性に偏っていることが明らか

かとなった。家事労働の再分配がなされないまま、性急にテレワークを導入することは、女性に過重な負担を強いることになるため、政府として、家事の再分配とテレワークの導入を同時に推進するよう求めます。

II. 要望

以上の課題を踏まえ、当団体として、以下の取り組みを要望する。

「生活」の価値向上のための取り組み

- ・ 本基本計画をはじめ、あらゆる機を捉えて、「仕事」と「生活」の等価値性を明記するよう求めます。また、広報・意識啓発活動により、家事・育児等の「生活」の価値向上を図るよう要望します。特に、若い世代を対象にした啓発活動も望ましいと考えます。
- ・ 「無償労働の貨幣評価」(内閣府・平成 30 年 12 月)によると、専業主婦の家事の年間活動時間は 2,100 時間、年収にすると 304 万 5 千円に相当することから、男女かかわらず、家事等に従事したものに対し、公的年金制度に反映される仕組みの制定を求めます。

罰則規定の創設

- ・ 当団体では、男女共同参画社会は、「理念・理想」ではなく、「達成されなければならない状態」であると考えます。そのため、同分野では、女性活躍推進を行った事業主等へのインセンティブの付与のみならず、望ましい状態が達成されていないことに対し「罰則規定」を創設すべきだと考えます。例えば、男女の賃金格差が著しい企業名の公表やハラスメントが明らかになった企業に対する公的調達時の減点制度などが考えられます。

その他

- ・ 当団体で考える課題で記述した要求事項・解決策・提案について、着実に実行するよう求めます。

第3分野 地域における男女共同参画の推進

【基本認識】

- ・ 少子高齢・人口減少の問題から、若い女性の都市部への流出に近視眼的に捉われている印象を受けます。経済の都市一極集中がそのままでは、地方からの流出は止まりません。地域においては、持ち家はありますが、生活保護を受けられない低年金による単身女性の貧困も見逃すことのできない問題です。
- ・ 女性よりは地方にとどまったりリターンしたりする率の高い男性についても、「家」を守るという固定観念が働いている側面があるかもしれません。男性も女性もアンコンシャス・バイアスから解放されて、自分の生き方を自由に選べるのが肝要です。また、「女性の活躍推進」を地方の労働力確保のツールに貶めてはなりません。
- ・ アンコンシャス・バイアスをなくして、女性が生き生きと参加できる地域社会をめざす全般的方向には賛同しますが、それを実際に行うための具体策(ポジティブアクションを含む)が不十分と感じます。

＜施策の基本的方向と具体的取組＞

2. 農林水産業における男女共同参画の推進

農業分野における女性登用が謳われて久しいですが、遅々として進んでいません。目標設定や仕組みづくりはもちろんのこと、ポジティブ・アクションの導入が不可欠です。

3. 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題への取組の推進、および 4. 地域活動における男女共同参画の推進

- ・ 女性は既に環境問題を含む地域活動に大いに参画し、多くを担っていますが、指導的立場につく例は限られます。特に自治体や地域コミュニティに紐づく活動で責任ある立場を均等に分け合うには、目標を設定し、ポジティブ・アクションを取り入れることが必要です。
- ・ 性別役割分業意識に基づく慣習や慣行の是正には、幼児教育・学校教育・社会教育の充実と、そのための教員教育が求められます。また、男性の意識改革に向けて、男女共同参画センター等の公的機関が率先して地域に出向く講座を実施するなど、積極的な取り組みを求めます。

＜その他＞

- ・ 原子力発電所や核廃棄物処理施設などの危険を伴う施設は、人口密度の低い地方辺境部に多く立地されています。女性の性と生殖の健康と権利に直結する放射能災害を防ぐ観点から、これらの誘致・稼働・廃炉などに関して、女性の声が検討・決定のプロセスに十分反映されることを求めます。これは、女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ37で勧告されていることと関連があります。
- ・ 同じく女性の安全に深くかかわる軍事基地についても、周辺住民、とりわけ周辺に住む女性の声が十分に聞かれるシステムが不可欠です。

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

I. 評価点

p.38 の【基本認識】の3段落目に、「現在、研究職・技術職に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、日本は16.6%と諸外国と比較して低水準にとどまっている。研究者の前段階となる大学・大学院生における専攻分野別の女性比率を比較すると、理工系学部が低い。研究職・技術職は、職業人としての専門性を身に付けキャリアアップにつながる職種であり、女性のさらなる参画拡大が望まれる。そのためには、分野ごと、地域ごとの課題を精査し、実効性のある対策実施を促進する必要がある。」とあります。理工系学部における段階別の女性の参画状況を細かく見ている点は高く評価します。

II. 課題

p.42 の4(2)ア「次代を担う理工系女性人材の育成」に関して、女性の進路決定に大きく影響を及ぼすであろうアンコンシャス・バイアスに対する取り組みについても、言及が必要です。また、理工系分野でも女性をどのように「人材」として活用していくか、という視点に終始していると感じます。女性が理工系分野に進むという自己実現のための政府の方策を講じるよう要望します。

III. 要望

p.40 の2(2)①「性差を考慮した研究・技術開発を実施することにより、男女の心身の違いやニーズに応じた研究成果を社会へ還元する取組を促す。」に見られるように、第4分野を通して、性差という用語に関して「社会的性差」と「生物学的性差」の両方の意味を混同して使用しています。同分野で、「ジェンダーの視点を踏まえた研究・技術開発の促進」という意味で「性差」という用語を使用する際は、意味の混同を防ぐため、「生物学的性差」という表現への統一を求めます。

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ p.43 のタイトル「第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について。タイトルや本文において暴力の被害者として「女性」を想定していますが、男性や性的少数者、日本語を主言語としない人達も含むよう、「女性を中心とした」等の包括的な言葉に置き換えることを求めます。
配偶者暴力相談支援センターが調査した相談者のデータ²によると、暴力の被害者には日本語の話せない人や男性が一定数おり、被害者は特定の国籍や性別に縛られないことが明らかになっています。
- ・ p.43 の【基本認識】に関して、「暴力」が個人の問題だけでなく、全体である国家利益の損失に繋がるなど、社会全体で取り組むべき課題であることを追記するよう要望します。ニュージーランド³やフィリピン等では、その被害の大きさを鑑み、暴力の被害者に対して追加での有休休暇の取得が可能になったり、不当解雇を禁止すること等を含む法律が制定されました。
- ・ p.44 の〈施策の基本的方向と具体的な取組〉の中に、「軍事化における女性に対する暴力」を追加するよう求めます。具体的には、日本も合意した国際的なコミットメントである北京宣言にあるように、日本政府として、「女性の地位向上のため…全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する」必要があると考えています。
とりわけ性暴力は、紛争下だけでなく実戦に配備される訓練をしている軍隊がいる沖縄等の地域でも数多く起こっています（「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」資料等参照）。紛争下の性暴力は「極限状態」だから起こるわけではなく、敵を攻撃するためには敵の「他者化」が必要で、その訓練のために軍隊では人種差別や女性蔑視が使われる等、軍隊が女性蔑視や性暴力によって支えられる組織であるためです。そのため、基地があることによる女性への暴力をなくすためには、素案に示された〈施策の基本的方向と具体的な取組〉に加えて、別の取り組みも必要と考えます。関連して、日本軍「慰安婦」問題に関しては、女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解（CEDAW/C/JPN/CO/7-8）をはじめ、人種差別撤廃委員会（CERD/C/JPN/CO/7-9）、自由権規約委員会（CCPR/C/JPN/CO/6）、拷問禁止委員会（CAT/C/JPN/CO/2）、社会権規約委員会（E/C.12/JPN/CO/3）、国連人権理事会の特別手続のために任命された任務保持者数名及び普遍的・定期的レビュー（UPR）（A/HRC/22/14/Add.1、パラ147-145以下参照）など多くの国連人権メカニズムが日本政府に対し勧告を行なっています。
そのため、具体的な取り組みとしては、北京行動綱領のパラグラフ142～149に示された「取るべき行動」の実行、日米地位協定の犯罪に関する条項の見直し、安保理決議1325号の「現在起こっている又は将来起こり得る紛争」に限定することない適用、女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ29にある日本政府に対する要請の実行などが必要と考えます。
- ・ p.44 の1(1)の3段落目、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止するとともに、相談対応者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図る」について。被害者に関する知識の研修はもとより、支援者が不安などで

² http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2018soudan.pdf

³ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/03/8689d7cd364795ac.html> や

<http://www.legislation.govt.nz/bill/member/2016/0215/latest/DLM7054315.html> を参照。

バーンアウトにならないようなメンタルケア・横のつながりを作成しやすいコミュニティの形成、不安定な雇用形態の改善といった対策を行うことで、支援者の質を高めるよう方策を要望します。

支援者には専門的な知識や対応が必要にも関わらず、女性福祉相談員は有期雇用契約が多い等、不安定な雇用体系や給料体系で働かざるを得ない現状があります。また、被害者を支えるだけでなく加害者から命を狙われるかもしれないという恐怖とともに働いています。⁴

- ・ p.44 の1(2)③「関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談 や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNSを活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。」について。海外では、ヘアサロンやネイルサロンといったような女性が相談しやすい施設の従業員に対して DV トレーニング等が行われています。日本でもサロン等の施設の従業員への研修の促進・義務付け、少なくともサロン等の施設に DV 相談窓口が掲載されたパンフレットの配布を求めます。⁵
- ・ p.47 の3「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」について。例えば大阪 YWCA の Rise Up! School Visits というグループでは、世界 YWCA が若い女性と少女のリーダーシップ養成を目的に発行した『Global Rise Up Guide』の理念に基づき、UNESCO が定める『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に則った「人権教育としての性教育」を、ユースが主体となり、主には中高生に対し提供しています。『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』には、8つの主要項目(①人間関係、②価値観・権利・文化とセクシュアリティ、③ジェンダー理解、④暴力と安全確保、⑤健康と幸福のためのスキル、⑥人体と発達、⑦セクシュアリティと性行動、⑧性と生殖に関わる健康)が記されています。性と生殖に関する健康と権利を知ることが、自分と他者の人権を理解することに繋がると考えられており、性教育は人権教育として重要な役割を果たすとされています。このような国際セクシュアリティ教育ガイダンスに則った、人権の視点に基づく包括的な性教育を子どもが受ける機会を保障することが重要です。
- ・ p. 50 の4(2)⑧「二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、現場のニーズに即した研修の実施や相談員の適切な処遇など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取り組みを促進する」については、重要な試みだと考えます。警察学校での教育・訓練課程、法学部教育課程での性犯罪領域、および医学部教育課程の産婦人科領域においては、性暴力被害者への二次被害の防止に向けた指導も必須項目とすることを強く求めます。二次被害を起ささないために、暴力を受けた時に起こる「凍りつき」やこの反応が起こって逃げられないのは自然なことである等の理解を深める必要があります。また医療従事者に関しては、低用量ピルや緊急避妊薬を患者に処方する際に、患者に対して差別的な発言や説教などの対応をしない適切な研修を行うよう求めます。
- ・ p.51 の5(2)について、ストーカーの被害者が警察に相談した場合でも、警察で適切な対応を受けられず、事態が悪化するケースが多くみられます。そのため、特に警察に対する啓発の徹底が必要であることを明記するよう求めます。

⁴ http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h1609top.html

⁵ <https://www.bbc.com/news/av/uk-northern-ireland-47555028>

<https://www.probeauty.org/pba-charities/cio/charities---cut-it-out>

<https://www.womenslaw.org/about-abuse/helping-others/salon-professionals>

- ・ p.52 の6(2)について、雇用の場におけるセクシャルハラスメントは、職場の優越的關係を利用したパワーハラスメントと密接に関係していますが、現状ではセクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止は雇用者の措置義務でしかなく、ハラスメント行為そのものを罰する法律はありません。しかし、国際社会においては、雇用の場におけるハラスメントは人権侵害であるという認識が共有されており、2019年6月のILO第108回総会では「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(第190号条約)」と、本条約を補足する同名の勧告(第206号)が採択されています。日本政府もこの条約をいち早く批准し、ハラスメントそのものを禁止する包括的な立法の策定等、条約及び勧告を効果的に実施していくことが望まれます。
- ・ p.54 の9(2)について、日本の性産業は、「売春防止法」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」によって、建前上は違法とされている性的サービスの提供が黙認されているのが現状で、法律上記載されている内容が、実態とかけ離れています。セックス・ワークの多くが違法とされているがゆえに、日本の性産業は反社会的勢力との癒着が目立ち、セックス・ワーカーは社会保険等の福祉制度へのアクセスが困難になり、差別を受けやすい立場にあります。「売春防止法」だけでなく、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の見直しを検討するとともに、セックス・ワークを中心にあらゆる職業に従事する労働者が正当な賃金と社会保障を享受できるよう、関係各省庁への呼びかけを求めます。

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

I. 評価点

【基本認識】

- ・ p.56 の 8 段落目「様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要」と、第 4 次男女共同参画基本計画と比較して社会の変化を認識し多様性を尊重することを明記している点は評価できます。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

- ・ p.62 の 2(2)ウ①で「外国人に対する基礎調査を実施する」と、定住外国人の生活実態を正確に把握することを明記したのは取り組みの前進と言えます。

II. 課題

【基本認識】

- ・ p.56 の 1 段落目で「女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい。」と、日本が未だジェンダー不平等であると明記していますが、「経済社会における男女が置かれた状況の違い」とは何かについて、つまり男性稼ぎ主の標準家庭モデルを前提とした賃金体系、労働慣行、税や社会保障制度が根底にあり、それに合致しない多様な生き方をする女性を包摂できない社会構造の分析や制度の遅れについての考察がありません。社会の多様化を認めるならば、既存の制度の問題点に言及すべきです。
- ・ 住居は女性の基本的人権を守る不可欠な基盤です。シングル女性、DV 被害女性、母子家庭、高齢女性、外国籍の女性、障害をもつ女性、多様な性的少数者など、平時また災害時にも憲法 25 条に沿った「居住の権利」を保障する枠組みについての言及がありません。
- ・ 経済の都市一極集中がそのままでは、地方からの人の流出は止まらず、地域においては、持ち家はありますが、生活保護を受けられない低年金のひとり暮らしの女性の貧困も見逃すことのできない課題です。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

- ・ p.60 の 2「高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」の項では、(2)ウ「外国人が安心して暮らせる環境の整備①」以外は、全般的に記述内容に目新しさがなく第 4 次男女共同参画基本計画からの前進が見られません。特に高齢女性の貧困については、その主要因は家庭での無償労働を過重に担うため、労働市場に参加しながらも非正規雇用者が多く、男性と較べると生涯賃金が低くなり、それが低年金へと反映されています。こうした社会の構造的な不平等への視点が欠けています。
- ・ 更に、2では、高齢者、障がい者、外国人等の抱える一般的な課題の記述に紙幅の多くが割かれ、この属性の女性の複合的な困難さと具体的な取組みへの視点が欠落しています。十分な議論が尽くされたか疑問に感じます。
- ・ p.62 の 2(2)エの記述について、多様な性的少数者が社会で広く認知されてきたにもかかわらず、第 4 次男女共同参画基本計画と較べて扱いが小さくなっています。これらの人々への支援は地方自治体で急速に普及しているため、国レベルでもこうした動きに呼応する積極的な姿勢を示すべきです。

III. 要望

<施策の基本的方向と具体的な取組>

- ・ p.58 の1(2)イでひとり親家庭の環境づくりに言及していますが、コロナ禍の厳しい経済状況の下では、母親の自立支援と就業支援を強調し、個人の自助努力を求めるだけでは貧困からの脱却は難しいのが現実です。日本の母子家庭の母親の就労率は8割に上りますが、貧困率は5割を越え OECD 加盟国中で最悪です。「子どもの権利条約」の前文に則り、子どもの福祉の観点から、家計が急変した場合のひとり親家庭への児童扶養手当の支給要件の見直しや継続的な支援に言及する必要があります。⁶
- ・ 同じく p.58、1(2)イの④で言及する離婚した母子家庭への別れた父親の養育費不払い問題については、民事執行法改正の他にも、現在一部の自治体により実施されている養育費立替え事業を国による立替え制度へと立法化するべきです。
- ・ p.60 の2「高齢者、障がい者、外国人等の環境の整備」の項目では、詳細なジェンダー統計に基づき高齢女性、障がい女性、外国人女性、多様な性的少数者の動向と生活の課題を調査し、具体的な支援の取組みへと結びつける方策を明記してください。
- ・ p.62 の2(2)エでは、複合的に困難な状況に置かれている女性の人権相談体制に言及していますが、更に踏み込んで、女性差別撤廃委員会による日本の第6回定期報告に関する最終見解のパラグラフ24(2009年)に則り、人権侵害が起きた場合に訴え出る政府から独立した国内人権機関の設立を目指すことを記してください。⁷
- ・ 更に、同じく p.62 の2(2)エでは、性的少数者を支援するパートナーシップ制度を国レベルで進めることを明記すべきです。

⁶ <https://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/crc.pdf>

⁷ <https://undocs.org/CEDAW/C/JPN/CO/6>

第7分野 生涯を通じた女性の健康支援

<SRHR(性と生殖の健康と権利)、中絶、包括的性教育に関して>

I. 課題

- ・ p.63 の【基本認識】2 段落目について、性と生殖に関する健康と権利は「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」と表記すべきですが、「セクシュアル」が抜けています。男女共同参画の文脈からセクシュアル・ヘルス/ライツを伏せることは、生殖とは無関係な性への権利および健康を軽視する行為です。あらゆる人が性的に搾取されない社会の構築に向けた教育と制度改革のために、「セクシュアル・ライツ」は不可欠です。
- ・ 性と生殖の健康と権利の一つとして、産む産まないを選択する権利が言及されていません。全ての女性が出産を希望または選択するわけではありません。日本には中絶への強いスティグマがあり、母体保護法等により一部の人工妊娠中絶は処罰の対象となります。医師等が中絶希望者を罰するような言動をすることすらあります。産まない権利を保障するための法制度改革に向けた議論を進めるべきです。
- ・ 人権教育としての包括的性教育の必要性を明記すべきです。性と生殖に関する健康と権利に関して自らが主体的に選択し、性暴力の加害者および被害者にならないためには、人権教育としての包括的教育が必要です。

II. 要望 以下を明記するよう求めます。

【基本認識】

- ・ p.63 の 2 段落目の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に修正してください。
- ・ 同ページ 2 段落目に関して、子どもを産む産まないの選択も性と生殖の権利の一つであること。
- ・ 同ページ 2 段落目に関して、本人の意思によらない人工妊娠中絶や不妊手術の根絶。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

- ・ p.64~65 の1(1)に、WHO のガイドラインに基づいた安全な人工妊娠中絶方法の主流化・認可と避妊方法の拡充のための具体的な施策。
- ・ 同じく1(1)に、全ての場合における人工妊娠中絶の合法化と、配偶者の同意を必要とする要件の除外、母体保護法と刑法の改正(女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ39)。
- ・ 同じく1(1)に、旧優生保護法に関する国の責任と加害者の責任追求(同最終見解のパラグラフ25)。いかなる場合も第三者が本人の意思を無視して生殖に関する決定を行うべきではないという社会的メッセージにもなり得ます。
- ・ p.66 の1(2)イ(ア)に、UNESCO の『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に則った人権教育としての包括的な性教育の実施。

<放射能、性的少数者、非企業人に関して>

I. 課題

- ・ 放射能汚染や公害による健康被害が抜けています。放射線の年間被曝量の増加は特に女性や女兒の健康に影響を及ぼす可能性が高いこと(女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告

に関する最終見解のパラグラフの 37)、あらゆる公害の健康被害についての問題認識を示すべきです。

- ・ 性的少数者の健康、性と生殖の権利の保障が抜けています。性的少数者への偏見が及ぼす心身への影響、医療を受ける権利が保障されていないことへの指摘が必要です。
- ・ 企業に属さない人の健康診断についても言及が必要です。

II. 要望 以下を明記するよう求めます。

【基本認識】

- ・ p.63 の 1 段落目に、性自認・性的指向によって性と生殖の健康と権利が脅かされることのないよう、性の多様性を理解し認め合うことの重要性。
- ・ 福島第一原子力発電所事故を始めとするあらゆる放射能汚染の被害者への検診と医療サービスの拡充。
- ・ 福島と、未だに残る広島・長崎に投下された原爆の被爆者への偏見を根絶するための施策。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

- ・ p.64 の 1(1)に、企業に属しない人向けの心身の健康診断の無料または低額での実施を明記してください。
- ・ p.65 の 1(2)に、性的少数者の健康と性と生殖の権利の保障として新たに項を追加し、以下を明記してください。
 - 性的少数者の健康状態、医療ニーズと障壁に関する統計調査の実施。(WHO ”Breaking Barriers Towards more gender-responsive and equitable health systems”(2019)では、性的に多様な人々の健康問題の原因を特定する調査が喫緊の課題と指摘されています。)
 - 婦人科医等医療従事者の養成課程におけるセクシュアリティや性転換の医学的知識に関する教育。
 - 様々な性自認・性的指向の人のためのより安全な性行為、性感染症の予防と治療に関する情報の発信。
 - 提供精子による人工授精に関する各種指針について、性的少数者を被実施者と認めた内容への迅速な改定の推進。(同性婚が合法化されていないため、性的少数者のカップルは対象とされていません。そのため、第三者からの精子提供による人工授精を希望する性的少数者のカップルが、医療施設での対応を断られ、自身で受精を試みる現状があります。これは当事者への精神的・身体的な苦痛と危険を伴い、こうした法・制度は人道性を著しく欠いたもので、性的少数者の性と生殖の健康と権利を無視しています。)

<メンタルヘルス、医学界での制度的女性差別に関して>

I. 評価点

- ・ p.63【基本認識】の 3 段落目にて、身体的健康だけでなく心身の健康と社会的要因について触れられた点を評価します。更なる男女平等参画社会の推進のために、以下に課題と要望を記します。

II. 課題

- ・ メンタルヘルスに関する記述が薄いと感じます。また、特に若い女性の心身に及ぼすルッキズム(外見評価)の影響にも言及が必要です。
- ・ 2018 年に発覚した医学部の不正入試を始めとした医学界での制度的女性差別およびアンコンシャス・バイ

アスに関する問題意識が抜けています。

III. 要望 以下を明記するよう求めます。

【基本認識】

- ・ p.63 の 3 段落目に、性の多様性が認められない社会環境、ルッキズム(外見評価)、不適切な労働環境等がメンタルヘルスに悪影響を及ぼすこと。
- ・ 医学部および医学界における制度上の女性差別およびアンコンシャス・バイアスの実態調査と差別の根絶のための施策。

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.64 の 1(1)3 段落目に、ジェンダーやセクシュアリティの視点によるメンタルヘルスに関する調査の実施。(厚生労働省によるメンタルヘルス統計は労働に偏っており、ジェンダーの視点が欠けています。WHO の”Gender and Mental Health”(2002)では、性別によって特定の精神疾患の有病率に大きな差があること、性別固定観念が女性の鬱や不安障害の有病率に影響を及ぼしていることが指摘されています。)
- ・ p.66～67 の 1(2)イ(ア)「学童・思春期」および(イ)「若年成人期」に、以下を記載してください。
 - 学校・教育現場で、女性にのみ身だしなみやふるまいを指導する不適切な指導、職場での女性にのみ義務付ける服装や化粧に関する規定の弊害と、それを防ぐための各種規定の整備や教員や企業への研修の実施。
 - ルッキズムを助長するメディアによる単一な理想像の押しつけをなくすための施策。(Jane Ussher によれば、12～18 歳の男女のうち「自分の体型・外見に不満足」と回答したのは女兒において 80%以上、男児において 40%で、身体への不満足は思春期のうつ症状の男女差の重要因子である可能性があると指摘されています。”Are We Medicalizing Women’s Misery? A Critical Review of Women’s Higher Rates of Reported Depression” p.17～18)

第 8 分野 防災・復興における男女共同参画の推進

I. 要望

【基本認識】

- ・ 第 3 段落にある「男女共同参画の視点」とはどのようなものかを明確にするよう求めます。
具体的には、国においては、日本政府が初めて国連女性の地位委員会に提出し決議された「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議⁸」(2012 年 3 月 9 日採択)等に基づくものとするを明記、また、地方公共団体においては「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」等に基づくものと明記するよう求めます。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

- ・ p.72 の 1(1)について、「男女共同参画の視点を取り入れた取組」は、第 56 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」に基づくものと明記するよう求めます。
- ・ p.73 の 1(2)①について、災害応急対策のための会議等においても、男女のいずれか一方の構成員が構成員の総数 40%未満とならないようにすることを求めます。女性の参加する平等な機会の確保は、日本政府も合意した国際的なコミットメントである「仙台防災枠組 2015-2030」、および第 56 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」にもあるように重要です。
- ・ p.73 の 2(2)ア「防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の①および②について、①市町村防災会議、および②都道府県防災会議における女性委員の割合に関し、「女性の委員の割合を増大する」を、「男女のいずれか一方の委員が委員総数の 40%未満とならない」とするよう求めます。

⁸ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/3/pdfs/0310_02_02.pdf

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

I. 評価点

【基本認識】

- ・ p.75 の【基本認識】の1 および2 段落目にて、「固定的な性別役割分担意識…男女に中立に機能しない場合がある」こと、「個人の生き方が多様化…機会が確保されるため」であることに言及されていることを評価します。

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.77 の1(2)イ⑤ で、「医療・介護分野における…人材の…雇用管理の改善を図る」と書かれていることは評価します。実質的に実行されるよう求めます。

II. 課題

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.76～の1(2)イ「男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」について、表層的な記述にとどまっています。例えば、現状保育所では、いわゆる育休明けでないと保育所に入れませんが、「ならし保育」があるために、育休明け直ぐは短時間勤務となり、結果として女性の職場復帰の遅れる場合が多くなります。「ならし保育」を育休明け前よりできるようにするなど、より詳細に、実態として何が「男女の多様な選択」を阻んでいるのか、分析して取り組みに落とし込むよう求めます。

III. 要望

【基本認識】

- ・ p.75 で、「男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行が必要」であることに言及するよう求めます。多様な選択を可能にできる社会を実現するには、世帯を政策単位とする制度では限界があります。
- ・ p.75 の2 段落目「ワーク・ライフ・バランスや働き方改革」を「男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える取組」に変えるよう求めます。「ワーク・ライフ・バランスや働き方改革」という言い方では曖昧です。

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.75 の1(1)について、【基本認識】を受け、制度見直しの方向性に「固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映せず結果的に男女に中立に機能するよう」および「男女の多様な選択を可能とする」も加えるよう求めます。
- ・ p.76 の1(2)について、有償労働のみに価値を置きすぎています。「無償労働の貨幣評価」（内閣府経済社会総合研究所、令和元年6月17日修正）にもあるように、家事・育児・介護その他の無償労働は、有償労働同様に価値があります。女性が働く意欲を阻害されない諸制度に加えて、すべての個人に無条件に所得を保障するベーシックインカムを導入、労働時間の短縮および男性の育児・介護休暇取得率向上を確実にする諸制度など、男性が家事や育児や介護を選択できる制度（税制・社会保障制度を含む）の検討を「具体的な取組」に含めるよう求めます。
- ・ p.76 の1(2)について、ア「働く意欲を阻害しない制度等の検討」とイ「男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備」だけでは不十分です。第3次基本計画のように「男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討」および「政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響につい

での調査等」についても取り組むよう求めます。

- ・ p.76 の1(2)ア② について、旧姓の通称使用が拡大しても、公文書の変更等が必要であることに変わりはなく、結婚に際し男性の氏を選ぶ例が 95%以上であることを考えると、「男女に中立」とはいえません。女性差別撤廃委員会による日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解の paragraph 13 にもあるように、「遅滞なく」「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正する」よう求めます。
- ・ p.76 の1(2)ア③ について、「民法改正等に関し、検討を進める」点に、民法 772 条を加えるよう求めます。前夫ではない男性が父である割合が高く、772 条は現状に合っていません。妊娠・出産に加えて嫡出否認のための手続きを取ることは、母親にとって精神的にも経済的にも大きな負担です。DV のある場合は危険でもあります。加えて、この規定により、出生届出が遅れたり、戸籍が作成されないままとなる等、子の福祉を害する場合もあり、改正が必要です。
- ・ 同 p.76 の1(2)ア③ について、多様な選択を包摂できる社会を実現するには、戸籍制度、男女に限定した結婚制度、および世帯主制度に代わるものとして、多様なパートナー関係の平等性を確保し得るパートナーシップ制度の導入が望まれます。「具体的な取組」として、「諸外国の先進例にも学びつつパートナーシップ制度の導入を検討すること」を加えるよう求めます。
- ・ p.78～の2(2)に、以下 2 点を盛り込むよう求めます。
 - 女性差別撤廃条約の選択議定書の早期批准
 - 欧州連合の人権裁判所のような、セクハラなどの性犯罪を含む人権侵害を国に直接訴えられる国内人権機関の設置
- ・ p.78 の2(2) ①について、人権に関する正しい知識の普及は、保育園や幼児教育の場から行うこと、そのために、特に保育士・幼稚園教諭・教員に対する人権に関する教育に力を入れるよう求めます。

第 10 分野 教育・メディアを通じた男女双方の意識改革、理解の促進

I. 評価点

- ・ p.83 の4(2)①において、UN Women が進める国際的な共同イニシアティブである「Unstereotype Alliance」との連携を明記している点は高く評価でき、今後取り組みを推進することを歓迎します。

II. 課題

【基本認識】

- ・ p.79 の 2 段落目、男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていない。その要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)があることが挙げられる。
- ・ 第 5 次基本計画の素案では、アンコンシャス・バイアスに言及されているものの、幼少期からバイアスをなくしていくための具体的な計画は明記されていません。この点は多様な生き方を可能としながら、男女共同参画を目指す社会を実現するために欠かすことのできないアプローチです。そのため、より具体的な取り組みに関する言及を求めます。
- ・ 女性の参画拡大を推進するための教育実践について多く記述がある一方で、女性の健康を守るための教育の役割についての言及がほとんどありません。性教育を含め、女性の健康を守るために教育が果たす役割は非常に大きいです。UNESCO の『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に則った具体的な教育の実施についても明記してください。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

- ・ p.80 の1「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」について、平和の文化を築くために多様性の尊重は不可欠です。そのために、北京行動要領のパラグラフ 146 でも指摘されているように「非暴力的な手段による紛争解決と寛容の促進に焦点を合わせた、平和の文化を育てるための少女及び少年の教育プログラムの設定を検討すること。」が重要であり、そのような教育プログラムの充実を求めます。

III. 要望

- ・ p.80 の1「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」について、素案では教育に関する内容が教育委員会を通しての教員研修の実施の強化に終始しています。しかし、現在の教育現場において教員は過重な負担を強いられており、新たな研修を受け、教育現場に生かす余裕が限られているため、実施内容として効果が薄いと考えられます。そのため、教員に対する研修とは異なる、より効果的なアプローチを検討するよう求めます。
- ・ 2018 年、東京医科大学の入学試験における女子受験者への一律減点が明るみに出たのを皮切りに、同様のジェンダーによる不正な点数操作が後を絶ちません。教育現場における競争の公正さは、女性の参画拡大を推進する上で、要となるものです。それが、このようにジェンダーにより公正な審査を受けることができない状況を放置することは、女性に対する人権侵害行為であると言えます。入試制度を含め、教育の場において女性も男性と等しく公正な審査や競争に参加することを保証する項目を含めるよう求めます。

第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

【基本認識】

- ・ p.85 の 1 段落目、「国際規範・基準や国際合意等を国内施策に適切に反映していく」との記述があることから、国際基準に大きく遅れている政治・経済分野での指導的地位を占める女性の割合を増加させるための取り組みを明記し、確実な実行を求めます。クオータ制やパリティ制の導入について明記を要望します。

＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.86 の 1(2)イ「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」①において、女性差別撤廃委員会からの最終見解を具体的に列挙するよう求めます。最終見解で複数回触れられ、特に重点的に取り組むべき点は以下の 3 つです。
 - 女性に不利な民法の改正（再婚禁止期間、夫婦別姓等）
 - 外国人女性、民族的マイノリティの女性、障がいをもつ女性が教育や雇用の場で差別を受け、ヘイトスピーチやメディアによる偏見を受けていることへの対策
 - 日本軍「慰安婦」問題の不十分な補償と謝罪、被害者を傷つけるような政治家による軽率な発言、教科書からの文言削除等の不十分な教育の是正
- ・ p.86 の 1(2)イ②では、今までの検討結果を公開し、選択議定書の締結予定時期を明記することが必要です。女性差別撤廃委員会による日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ 8 (b)でも、締結予定時期が明示されていないと指摘されています。可及的速やかな締結を要望します。
- ・ p.86 の 1(2)イ③において、条約締結にかかる課題の整理と締結までのスケジュールを明記するよう求めます。
- ・ p.86 の 1(2)ウ「北京宣言・行動綱領に沿った取組の推進」において、国際基準である北京宣言・行動綱領に沿って、日本政府が優先的に取り組む分野と内容を具体的に記載するよう要望します。日本の歴史的背景から、特に次の 2 分野において重要な役割を果たす必要があります。
 - 軍縮、核兵器廃絶（北京宣言パラグラフ 28）
 - 過去に起こった、又は今後起こる武力紛争下での女性に対するあらゆる暴力行為に対する厳正な対応と被害女性への完全な補償（北京行動綱領パラグラフ 145）
- ・ 上記の要望を踏まえ、p.88 の 3(2)イ「女性の平和等への貢献や紛争下での性的暴力への対応」において、日本軍「慰安婦」問題に対し、下記の行動を採るよう記載を強く求めます。
 - 旧日本軍と日本政府が女性たちをその意思に反して性奴隷状態に置いたことは、当時でも違法であったと日本政府は人権侵害を認めること
 - 日本政府による被害女性への謝罪とその証である完全な補償を行うこと
 - 同じことが繰り返されないよう、日本軍「慰安婦」問題と、行為の残虐性と紛争下での性暴力を容認しない姿勢の重要性を歴史・人権教育を通じて伝えること

IV 推進体制の整備・強化

I. 課題

男女共同参画社会を推進するためには、どの分野において、どの程度の男女格差や差別が存在しているのか、日本のジェンダー平等の現状についての実態調査・分析が不可欠です。ジェンダー統計が必要であるとの認識は、北京行動綱領等の国際文章にも明記されていますが、日本ではまだジェンダー統計の充実が弱いとされています。ジェンダー統計の欠如は、適切な現状認識や、それを是正するための政策策定、その後の進捗状況の監視や評価を阻害することになります。

また、女性であることに加え、若者であるがゆえに被る年齢差別のため、若い女性や少女は第5次男女共同参画基本計画を含め、様々な政策提言の場への参画、およびその経験や視点が政策に反映されることが、これまで限定的でした。それゆえ、ジェンダー統計にも、若者、特に複合差別を受けるマイノリティの若い女性と少女が直面するジェンダー格差や差別が調査の対象から除外されてきた現状があります。そのため、若者、特に複合差別を受けるマイノリティの若い女性と少女の課題が取り残されてきたとも言えるのです。それを受けて、以下を要望します。

II. 要望

- ・ p.90 の1(2)④で「…各界各層の若年層を含めた様々な世代との連携を図る。」とありますが、若者層を含めた様々な世代と、政策決定プロセスのどの段階において、どのような会議構成員と共にどのように連携していくのかが明確ではありません。従来のように単発的かつ一時的に若者の声を聞く会議を設けるのではなく、国の男女共同参画に関する施策・指針立案、フォローアップ、監査のプロセスに一貫して若者、特に若い女性と少女の視点が含まれるように、男女共同参画推進連絡会議の構成員に若者代表の参画を割り当てることを求めます。
- ・ p.91 の2(2)③で「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。」とあります。しかしながら、上記の理由からジェンダー統計を作成する過程に当事者である若者が参画する意義があると言えます。若者、特に複合差別を受けているマイノリティの若い女性と少女が直面するジェンダーの課題への調査を綿密に行い、現状を正確に把握するための専門調査機関の設置を求めます。その際、当事者の声が十分に反映されるように、専門家機関の半数以上は若者、特に若い女性と少女で構成し、定期的に政府に対して調査結果を開示し、政策策定・改正の提案を行うよう提案します。
- ・ p.89 の1(1)の1段落目に「国内本部機構は、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。」とありますが、2019年度のOECDによる各国のSDGs達成状況の評価において、日本はジェンダー平等に関する得点がゼロとなっています。⁹

ジェンダー平等を達成するために本部機構が実行してきたことへの客観的かつ公正な評価と、現在の体制が実行力のあるものかを評価し、根拠を示した上で、本部機構が施策推進体制の機能を果たしてきたかの

⁹ https://www.oecd-ilibrary.org/sites/a8caf3fa-en/1/2/2/18/index.html?itemId=/content/publication/a8caf3fa-en&_csp_=1c51c432b7a7683f5a0142ba189c0c39&itemIGO=oecd&itemContentType=book

判断を記載するよう求めます。

- ・ また、p.90 の2(1)の1段落目に、第4次基本計画の評価が不十分となったことの反省とその原因に触れ、今後の対策として監視・影響調査で未達成の原因分析とその改善策を提示すること等の具体的な調査内容を明記するよう要望します。第3次基本計画以降、専門調査会の回数は減少し、第4次基本計画以降は監視専門調査会さえも行われなくなっています。第4次基本計画の達成状況と成果目標の結果は集計されていますが、これらの内容には未達成事項への言及や未達成となった原因の分析が欠けています。第4次基本計画の評価内容がこれまでと比べて薄いこと背景には、専門調査会が減ったことが一つの原因だと考えられます。公正な評価なくして推進はできないと思われれます。
- ・ p.90 の2(2)に「国際機関からの評価や勧告を真摯に受け止め、男女共同参画基本計画や国内施策に反映させる。」との項目の追記を求めます。